

申請・届出名	危険物（製造所・貯蔵所・取扱所）完成検査申請書
様式	様式第8（危険物の規制に関する規則第6条関係）
根拠条文	消防法第11条第5項
概要	製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の工事又は変更の工事が完了した場合は、上記申請書を提出してください。
注意事項等	1 申請手数料が必要です。（阿久根地区消防組合手数料条例） 2 製造所等は完成検査済証交付後に使用開始してください。